

余裕期間制度の実施についてのお知らせ

甲府市及び甲府市上下水道局が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間を認める余裕期間制度を令和2年12月から試行的に実施してまいりました。

制度試行から5年が経過したことを踏まえ、令和8年4月より本実施に移行いたします。

【問合わせ先】
総務部契約管財室契約課工事係
(直通) 055-237-5124
(内線) 5620~5622